



犯罪の計画段階で処罰をする「共謀罪」。政府は3月21日、共謀罪の新設を盛り込んだ「組織犯罪処罰法」改正案を閣議決定し、今国会に提出した。

この法案は、「組織的犯罪集団」が対象犯罪を「計画」し、実行に向かた「準備行為」があつたときに処罰するという内容だ。

「共謀罪」は

私たちに何をもたらすのか

双葉 海渡

政府は、法案の目的について「東京五輪のテロ対策」「国際組織犯罪防止条約の批准のために必要」などと強調し、要件を絞り込んだと説明している。しかし、この条約はマフィア対策であつてテロ対策とは関係がない。日本はすでにテロ関連の主要条約をすべて批准し、法整備も済んでいる。共謀罪の対象犯罪にはテロ

と無関係なものが数多く含まれており、「テロ対策」という説明が政府のこじつけであることは明白だ。

また、政府は「組織的犯罪集団」が対象であり、一般人は対象にならない」と言つて、「正当な団体でも田舎が一変した場合は処罰対象になる」とも言つてはいる。捜査機関による解釈によつて、胸先三寸で摘発の対象

が拡大する危険性が高い。
とくに忘れてはならないのは、共謀罪の生みの親であるイギリスでは、労働組合がストライキなどを計画したことに対しても共謀罪が適用され、共謀罪が労働組合運動に対する弾圧の道具として使われたという歴史的事実である。

共謀罪は「計画」だけで犯罪にな

るため、実際には何らの侵害行為をしていないにもかかわらず、捜査機関が摘発することができる。たとえば、労働組合があいつぐ労働条件の切り下げに対抗するため、会社側の譲歩が得られるまで徹夜での団交も辞さないと話し合い、団交の申入れをした段階で、組織的強要罪や組織的監禁罪の共謀罪だと言われかねない。しかも共謀罪の恐ろしい点は、その団交に参加予定の者だけではなく、「計画」に関与したと評価できる人を全員処罰対象にすることができる点にある。団交を決めた会議で賛同した者(あいつちや曰くばせでも可)、会議に同席して反対しなかつた者、会議内容を後で聞いて賛同した者なども、一網打尽で摘発することがありうる。

共謀罪は捜査機関による監視社会化を強め、人々の市民活動を萎縮させ、これにより「物言えぬ社会」を作り出す。労働組合が普段の活動を続けていくために、何としても共謀罪法案は廃案にするほかない。

(弁護士)